

**個人住民税(町県民税)
特別徴収実施のお願い**
給与支払者(雇い主)の
みなさまへ

特別徴収とは、給与支払者(雇い主)が、給与所得者(従業員)にかかっている町県民税を毎月の給与の支給の際に従業員の給与から天引きして、これを翌月の10日までに市町村に納める方法のことです。原則として、所得税を源泉徴収している事業所など(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければなりません。

特別徴収のメリットは？

従業員の方は…

■金融機関などに出向く手間が省けます

毎月給与から天引きされるので、納め忘れが無く、毎期ごとに金融機関などに行く必要はありません。

■1期あたりの負担が少なくなります

1年分の税額を12回に分けるので、普通徴収(年4回)

と比べ、1回あたりの納付額が少なく済みます。

事業所は…

■所得税のように税額計算や年末調整の必要はありません(事務はとも簡単です。) 通知書および納付書はすべて印字されたものをお送りしますので、事業所の方が作成する必要はありません。

また、特別徴収は確定した税額に対する事務なので、所得税の源泉徴収のように事業所の方が個々の毎月の収入や社会保険料などに応じて税額計算や年末調整をする必要はありません。

特別徴収の流れ

特別徴収義務者(給与支払者)

①給与支払者は、毎年1月31日までに役場に給与支払報告書を提出します。

※総括表や給与支払報告書へ特別徴収をする旨の記入をお願いします。これにより特別徴収となります。

役場

②提出された報告・申告などにより税額を計算します。

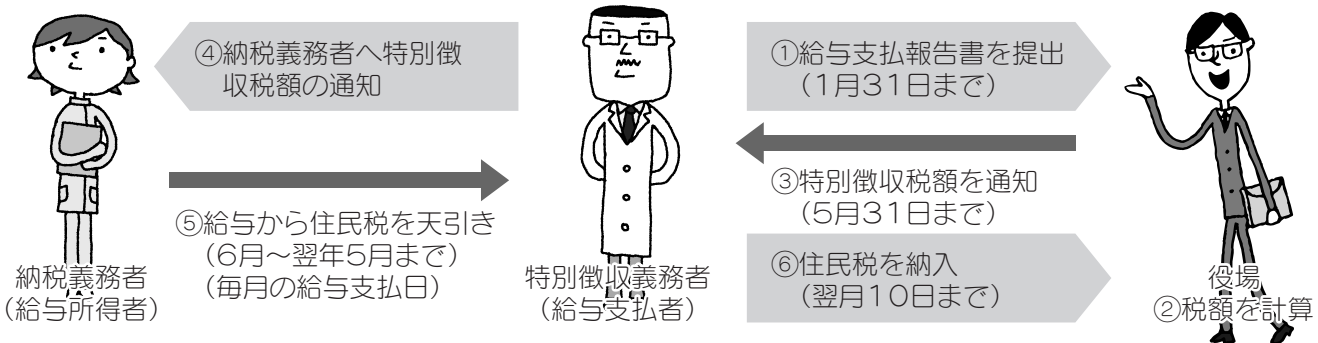
③税額を決定し、給与支払者へ必要書類を送付(5月上旬に特別徴収税額の通知書など必要な書類を送付します。)

特別徴収義務者(給与支払者)

④給与支払者は特別徴収税額の通知書(納税義務者用)を個人ごとに切り離し、従業員の方に渡します。

⑤特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)に記載されている月割額を従業員の方の毎月の給料から天引きします。

⑥天引きした住民税を納入書で翌月10日までに最寄りの金融機関などに納入します。



【お問い合わせ】大方総合支所税務課住民税係 ☎43-2816(直通)

佐賀総合支所総務課税務係 ☎55-3113(直通)

「半島地域づくり会議 in 幡多」開催 参加者募集中!

国土交通省が主催し、高知県と地元市町村の共催・協力のもと、幡多地域(3市3町1村)を舞台に、「半島地域づくり会議 in 幡多」が、来る1月31日(土)、2月1日(日)の2日間の日程で開催されます。この「半島地域づくり会議 in 幡多」は、全国23の半島地域で地域活性化に取り組む人々が集まり、幡多の海、山、里を題材として、地域づくりのあり方を楽しく学びあい、語りあう場です。

【お問い合わせ】運営事務局(財)日本システム開発研究所 ☎03-5379-5932